

防犯カメラ運用に関するガイドライン

(はじめに)

今回、e 自警ネットワーク研究会が、無償公開するソフトウェア（β 版）を含む防犯カメラシステムは、「相互扶助の精神で、地域の安全化に寄与したい」という気持ちを持った方々を、助けるために開発されたものです。この気持ちを共有できない方々の使用は歓迎されません。本システムは、非常に強力なシステムであり、正しく用いれば、地域の防犯に絶大な効果をもたらすものと考えています。しかし、強力であるが故に、悪用されると社会的に大きな問題を引き起こす恐れも同時にあります。また、悪意がなくても、本システムにより知り得た情報を、不用意に第3者に漏らしたりすると、プライバシーの侵害等、重大な結果をもたらす恐れもあります。e 自警ネットワークが、本来の目的に沿って、世の中の安全化に貢献していくため、公開初期における現段階では、下記のように、厳格な条項を、「使用許諾条件」の一部とすることをご了承ください。

(目的)

第1条 このガイドラインは、防犯カメラ（e - 自警ネットワーク研究会が作成したソフト（以下「ソフト」という。）、ソフトをインストールしたコンピュータ及びカメラ等の接続機器により映像を映し出し、又は録画する装置をいう。以下同じ。）の運用に関し、防犯カメラの設置者（以下、「設置者」という。）が遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(基本原則)

第2条 防犯カメラは、安全で平穏な地域社会を実現するため、真に犯罪、事故等の未然防止を目的として運用しなければならない。

(他人の権利等に対する不当侵害の防止)

第3条 設置者は、防犯カメラの運用に当たっては、他人の権利及びプライバシーを不当に侵害するこがないように配慮しなければならない。

(映像等の管理)

第4条 設置者は、防犯カメラで撮影された映像及び記録媒体（以下「映像等」という。）の管理、保管等に十分に注意し、映像等の漏えい防止に努めなければならない。

(映像等の提供の制限)

第5条 設置者は、捜査機関の犯罪捜査に協力する場合、その他、社会通念的・法的的に正当と認められる理由がある場合を除き、映像を公開したり、または、第3者に提供したりしてはならない。ただし、いかなる場合においても、情報を提供するか否かの判断は、所有・管理者である設置者に委ねられる。（設置者は、その所有・管理する防犯カメラに対し、大きな権限を持つとともに、大きな責任を負うことになる。）

(守秘義務)

第6条 設置者は、映像等から他人の秘密（犯罪に関わるもの）を知った場合は、その秘密を第三者に漏らしてはならない。

(ソフトの提供等の制限)

第7条 何人も、このガイドラインに反し、防犯カメラを運用し、又は運用しようとする者にソフトを提供してはならない。

(運用状況の調査及び確認)

第8条 e 自警ネットワーク研究会は、設置者に対し、必要に応じて防犯カメラの運用状況について、電子メール等を用いた簡単なアンケート調査を行なうことができるものとする。

2 設置者は、e 自警ネットワーク研究会の実施するアンケート調査に、できうる限り回答するよう努めるものとする。ただし、設置者は、アンケート調査への回答を拒否することもできるものとする。